

○地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件

(平成四年三月二十七日自治省告示第五十七号)

第 一次改正	平成 五年	三月二十九日自治省告示第 五十一号
第 二次改正	平成 六年	三月三十一日自治省告示第 八十号
第 三次改正	平成 七年	三月三十一日自治省告示第 七十三号
第 四次改正	平成 八年	三月二十九日自治省告示第 九十号
第 五次改正	平成 九年	四月 一日自治省告示第 七十五号
第 六次改正	平成 十年	四月 一日自治省告示第 百九号
第 七次改正	平成 十一年	四月 一日自治省告示第 九十三号
第 八次改正	平成 十二年	三月三十一日自治省告示第 七十一号
第 九次改正	平成 十二年	十二月二十八日自治省告示第三百二十三号
第 十次改正	平成 十三年	三月 三十日総務省告示第 二百二十号
第 十一次改正	平成 十四年	四月 一日総務省告示第 百九十四号
第 十二次改正	平成 十五年	四月 一日総務省告示第二百六十六号
第 十三次改正	平成 十六年	四月 二日総務省告示第三百二十五号
第 十四次改正	平成 十七年	四月 一日総務省告示第 四百七号
第 十五次改正	平成 十八年	三月三十一日総務省告示第 百九十四号
第 十六次改正	平成 十九年	三月 三十日総務省告示第 二百五号
第 十七次改正	平成 二十年	四月 一日総務省告示第 二百二号
第 十八次改正	平成二十一年	四月 一日総務省告示第二百三十二号
第 十九次改正	平成二十二年	四月 一日総務省告示第 百四十四号
第 二十次改正	平成二十三年	三月三十一日総務省告示第 百三十二号
第二十一次改正	平成二十四年	三月 三十日総務省告示第 百三十二号
第二十二次改正	平成二十五年	三月二十九日総務省告示第 百五十八号
第二十三次改正	平成二十六年	三月三十一日総務省告示第 百四十号
第二十四次改正	平成二十七年	三月三十一日総務省告示第 百三十一号
第二十五次改正	平成二十八年	三月三十一日総務省告示第 百三十三号
第二十六次改正	平成二十九年	三月三十一日総務省告示第 百十三号
第二十七次改正	平成 三十年	三月 三十日総務省告示第 百三十三号
第二十八次改正	平成三十一年	三月二十九日総務省告示第 百五十八号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第四項の規定に基づき、総務大臣が定める率を次のように定める。

地方公務員災害補償法第二条第九項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とし、地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる災害発生の日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	率
昭和六十年六月三十日以前	一・四七
昭和六十年七月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	一・三九
昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	一・三六
昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで	一・三三
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・三〇
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで	一・二六

平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一・二一
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・一六
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・一二
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・一〇
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・〇八
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・〇六
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・〇四
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇二
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	〇・九八
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九七
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九七
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九九
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇一
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇一
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇〇

附 則

- この告示は、平成四年四月一日から施行し、この告示の施

行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び施行日以後に支給すべき事由が生じた補償について適用する。

- 2 地方公務員災害補償法第二条第九項の規定に基づき自治大臣が定める率を定める件（平成三年自治省告示第七十一号）及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき自治大臣が定める率を定める件（平成三年自治省告示第七十三号）は、廃止する。ただし、施行日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び施行日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成五年三月二十九日自治省告示第五十一号）

- 1 この告示は、平成五年四月一日から施行する。
- 2 改正後の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び施行日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、施行日前の期間に係る年金に係る平均給与額及び施行日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成六年三月三十一日自治省告示第八十号）

- 1 この告示は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び施行日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、施行日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び施行日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成七年七月三十一日自治省告示第七十三号）

- 1 この告示は、平成七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び施行日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、施行日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び施行日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成八年三月二十九日自治省告示第九十号）

- 1 この告示は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び施行日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、施行日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び施行日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成九年四月一日自治省告示第七十五号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成九年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成十年四月一日自治省告示第百九号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成十年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成十一年四月一日自治省告示第九十三号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成十一年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則 （平成十二年三月三十一日自治省告示第七十一号）

- 1 この告示は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成十二年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則 （平成十二年十二月二十八日自治省告示第三百二十三号）

この告示は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成十三年三月三十日総務省告示第二百二十号）

- 1 この告示は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成十三年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則 （平成十四年四月一日総務省告示第九十四号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成十四年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則 （平成十五年四月一日総務省告示第二百六十六号）

この告示による改正後の規定は、平成十五年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則 （平成十六年四月二日総務省告示第三百二十五号）

この告示による改正後の規定は、平成十六年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則 （平成十七年四月一日総務省告示第四百七号）

この告示による改正後の規定は、平成十七年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則 （平成十八年三月三十一日総務省告示第九百十

四号)

- 1 この告示は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成十八年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成十九年三月三十日総務省告示第二百五号）

- 1 この告示は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成十九年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十年四月一日総務省告示第二百二号）

- 1 この告示は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十一年四月一日総務省告示第二百三十二号）

- 1 この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十一年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年四月一日総務省告示第四百四十四号）

- 1 この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十二年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年三月三十一日総務省告示第百三十二号）

- 1 この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十三年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年三月三十日総務省告示第百三十二号）

- 1 この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年三月二十九日総務省告示第百五十八号）

- 1 この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十五年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則(平成二十六年三月三十一日総務省告示第四百十号)

- 1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十六年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則(平成二十七年三月三十一日総務省告示第三百三十一号)

- 1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十七年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則(平成二十八年三月三十一日総務省告示第三百三十三号)

- 1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十八年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則(平成二十九年三月三十一日総務省告示第百十三号)

- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十九年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則(平成三十年三月三十日総務省告示第三百三十三号)

- 1 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成三十年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則(平成三十一年三月二十九日総務省告示第百五十八号)

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成三十一年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。